

答 申 第 6 1 号
令和2年6月11日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和元年7月24日付け青河砂第231号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

駒込ダム事業に係る復命書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての
諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書の一部を不開示としたことについて、なお不開示とすべきとしている部分（別表の「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報を指す。以下、当該部分を「不開示維持部分」という。）は、不開示とすることが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年 5 月 30 日、実施機関に対して、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 駒込ダム事業に関わる現地航空写真、現地地図、平成 30 年度から現在までの事業の依頼契約書・仕様書
- (2) 上記事業の所長の出張命令・復命書（県内での公用車使用にかかるものも含む。平成 29 年度から現在までで所長以前の職場があれば、それも含む。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第 7 条第 3 号、第 4 号又は第 6 号に該当する若しくは文書を保有していないとして一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 6 月 13 日、審査請求人に通知した。

- (1) 平成 31 年度駒込ダム斜面对策工地質調査・設計業務委託契約書及び特記仕様書
- (2) 平成 31 年度駒込ダム環境影響調査（猛禽類・植物）業務委託契約書及び特記仕様書
- (3) 平成 31 年度駒込ダム水質観測業務委託契約書及び特記仕様書
- (4) 平成 31 年度駒込ダム流量観測業務委託契約書及び特記仕様書

- (5) 平成31年度駒込ダム現場技術業務委託契約書及び特記仕様書
- (6) 平成30年度駒込ダム工事用道路図面整理業務委託契約書及び特記仕様書
- (7) 平成30年度駒込ダム広報資料作成業務委託契約書及び特記仕様書
- (8) 平成30年度駒込ダム残土処理業地質調査業務委託契約書及び特記仕様書
- (9) 平成30年度駒込ダム本体関連施設設計等評価業務委託契約書及び特記仕様書
- (10) 平成30年度駒込ダム貯水池斜面对策検討業務委託契約書及び特記仕様書
- (11) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路地質調査業務委託契約書及び特記仕様書
- (12) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路測量業務委託契約書及び特記仕様書
- (13) 平成30年度駒込ダム用地測量・用地設計業務委託契約書及び特記仕様書
- (14) 平成30年度駒込ダム外測量業務委託契約書及び特記仕様書
- (15) 平成30年度駒込ダム水位計等点検業務委託契約書及び特記仕様書
- (16) 平成30年度駒込ダム法面観測調査業務委託契約書及び特記仕様書
- (17) 平成30年度駒込ダム地質調査・解析業務委託契約書及び特記仕様書
- (18) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路修正設計業務委託契約書及び特記仕様書
- (19) 平成30年度駒込ダム残土処理場設計業務委託契約書及び特記仕様書
- (20) 平成30年度駒込ダム環境影響調査（猛禽類・植物）業務委託契約書及び特記仕様書
- (21) 平成30年度駒込ダム環境影響調査（シノリガモ）業務委託契約書及び特記仕様書
- (22) 平成30年度駒込ダム水質観測業務委託契約書及び特記仕様書
- (23) 平成30年度駒込ダム流量観測業務委託契約書及び特記仕様書
- (24) 平成30年度駒込ダム現場技術業務委託契約書及び特記仕様書
- (25) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路（その27）工事契約書及び特記仕様書
- (26) 平成30年度駒込ダム仮設ヤード等整備（その2）工事契約書及び特記仕様書
- (27) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路（その24）工事契約書及び特記仕様書
- (28) 平成30年度駒込ダム残土処理場造成（その20）工事契約書及び特記仕様書
- (29) 平成30年度駒込ダム残土処理場造成（その19）工事契約書及び特記仕様書
- (30) 平成30年度駒込ダム仮設ヤード等整備（その1）工事契約書及び特記仕様書
- (31) 平成30年度駒込ダム残土処理場造成（その18）工事契約書及び特記仕様書
- (32) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路（その23）工事契約書及び特記仕様書
- (33) 平成30年度駒込ダム4号工事用道路（その26）工事契約書及び特記仕様書
- (34) 平成30年度駒込ダム国有林野使用承認申請書作成業務委託契約書及び特記仕様書（承第831-30-9号）
- (35) 平成30年度駒込ダム国有林野使用承認申請書作成業務委託契約書及び特記仕様書（繰第841-30-21号）
- (36) 平成29年度駒込ダム道路外積算資料作成業務委託契約書及び特記仕様書
- (37) 平成29年度駒込ダム1号工事用道路（その54）工事契約書及び特記仕様書
- (38) 平成31年度駒込川河川維持工事契約書及び特記仕様書
- (39) 平成30年度駒込川河川維持工事契約書及び特記仕様書

- (40) 平成29年5月19日付け復命書
- (41) 平成29年6月5日付け復命書
- (42) 平成29年11月14日付け復命書
- (43) 平成30年1月22日付け復命書
- (44) 平成30年2月1日付け復命書
- (45) 平成30年6月13日付け復命書
- (46) 平成30年11月20日付け復命書
- (47) 平成31年1月31日付け復命書
- (48) 令和元年5月15日付け復命書
- (49) 駒込ダムパンフレット
- (50) 出張命令

3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月24日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において実施機関が不開示とした部分のうち、第2の2の(40)から(48)までに掲げる行政文書の不開示部分について開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示部分には、実施計画ヒアリングの相手方である公務員の氏名が記載されていると推察される箇所がある。公務員の職務遂行に係る情報であれば開示すべきである。
- (2) 実施機関が、国と県の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換が損なわれるおそれがあると説明する不開示情報については、既に協議が終わっているのにも関わらず開示できないことに疑問がある。
- (3) 実施機関が、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあると説明する不開示情報があるが、具体的にはどのようなおそれがあるのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由等は、弁明書、令和元年12月11日付け当審査会宛て提出書面、令和2年1月21日付け同提出書面及び同年3月10日付け同提出書面によると、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の対象となった行政文書の不開示部分のうち新たに開示する部分
審査請求の対象となった行政文書の不開示部分のうち、別表の「新たに開示する部分」欄に掲げる情報は、条例第7条各号に定める不開示情報に該当しないと判断し、新たに開示することとする。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 特定企業の従業員の個人名に係る情報

別表の「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報のうち、整理番号①の情報（以下「本件情報1」という。）は、特定企業の従業員の個人名に係る情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第3号に該当すると判断した。

(2) 特定企業の事業活動に係る情報

別表の「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報のうち、整理番号②の情報（以下「本件情報2」という。）には、県営駒込ダム建設事業（以下「本件事業」という。）における県と共同事業者の費用負担割合など、共同事業者の事業活動や社内事情に関する情報が含まれており、不開示部分が公になることで、企業評価に影響を与える可能性があるため、条例第7条第4号に該当すると判断した。

(3) 工事施工業者のノウハウに係る情報

別表の「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報のうち、整理番号③の情報（以下「本件情報3」という。）は、工事施工業者の事業活動、ダム建設におけるノウハウに関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると判断した。

(4) 用地交渉の進捗状況に関する情報

別表の「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報のうち、整理番号④の情報（以下「本件情報4」という。）には、用地交渉の内容や進捗状況に関する情報が含まれており、公にすることにより、県や地権者への問合せ、干渉等により今後の交渉に支障をおよぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当すると判断した。

また、本件情報4は、個人に関する情報でもあり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため同条第3号にも該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲について

実施機関は、本件処分に対する審査請求が行われた後、別表の「新たに開示する部分」欄に掲げる情報は新たに開示することとするが、不開示維持部分については、条例第7条第3号、第4号又は第7号に該当し、なお不開示とすべきとしている。

そのため、当審査会は、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するため、本件情報1の不開示を維持しているため、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

なお、本件情報4の不開示情報該当性については、下記4において述べる。

(1) 条例第7条第3号本文の趣旨について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件情報1について

ア 本件情報1が記載されている第2の2の(40)に掲げる行政文書は、平成29年5月17日に国土交通省東北地方整備局で行われた本件事業の実施計画ヒアリング並びに同月18日に実施機関が本件事業の共同事業者である特定企業と行った事業期間の変更及び建設費用の負担割合に関する協定締結に関する打合せ（以下単に「打合せ」という。）に係る復命書である。

イ 当審査会において見分したところ、本件情報1には打合せに出席した特定企業の従業員の姓、職名及び所属名が記載されていることが認められた。

本件情報1は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ したがって、本件情報1は、条例第7条第3号に該当する。

3 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するため、本件情報2及び本件情報3の不開示を維持するとしているので、以下、当該情報の条例第7条第4号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号の趣旨について

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護する

ため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 本件情報2について

ア 当審査会において見分したところ、本件情報2は、打合せにおける特定企業の従業員の発言内容であり、本件事業の建設費用の負担割合に関する協定に係る同社内部における検討段階の情報が記載されていることが認められた。

イ 本件事業の建設費用の負担割合は、県と特定企業間で協議中であり、本件情報2は特定企業が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であることから、これを公にすることにより、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件情報2は、条例第7条第4号に該当する。

(3) 本件情報3について

ア 本件情報3が記載されている第2の2の(46)に掲げる行政文書は、実施機関が平成30年11月16日に行った、岩手県築川ダム建設現場の視察に係る復命書である。

イ 実施機関が本件情報3の不開示を維持する理由について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、ダム建設の各工程には様々な工法があり、どの工法を選択するかということ自体、施工業者の工学上の知識、過去の施工経験、保有する資機材等の技術力に基づく施工業者のノウハウに該当するものであるところ、本件情報3は各工法に係る築川ダム施工業者の技術提案内容を含む独自のノウハウに関わる部分であって、これらを公にすると、競合他社等が当該ノウハウを模倣することが可能となり、工事施工業者の競争上の地位等を害するおそれがあると説明する。

ウ 当審査会において見分したところ、本件情報3は岩手県職員による説明内容等であり、骨材の搬入、堤体コンクリートの打設、発生したひび割れの対処方法など、築川ダムの建設に係る各工法に関する詳細な情報であると認められるので、これを公にすると、競合他社等が築川ダム施工業者の独自のノウハウを模倣することが可能となり、当該業者の競争上の地位等を不当に害するおそれがあるとする上記イの実施機関の説明は否定することはできない。

エ したがって、本件情報3は、条例第7条第4号に該当する。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するため、本件情報4の不開示を維持するとしているため、以下、当該情報の条例第7条第7号該当性を検討する。

なお、実施機関は、令和2年3月10日付け当審査会宛て提出書面において、不開示理由を変更し、本件情報4は同条第6号ではなく、同条第7号に該当すると説明している。そのため、当審査会は、審査請求人に対して当該提出書面の写しを送付し、変更された不開示理由について反論の機会を与えた上で、本件情報4の同条第7号該当性について審査を行ったものである。

(1) 条例第7条第7号の趣旨について

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、同号イからホまでを掲げている。

イ これらは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

ウ 本号に該当する情報には、これらの事務又は事業のほかにも、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

エ なお、ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

(2) 本件情報4について

ア 当審査会において見分したところ、本件情報4には、本件事業の施行に伴い買収が予定される特定の土地の権利者との用地交渉の経過や内容が記載されており、当該情報は条例第7条第7号の「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当すると認められる。

イ 公共事業の用地買収等は、一般的な商取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償するものであることから、慎重かつ厳格な手続の下に進められるべきであり、そのためには、土地等権利者との間で構築された信頼関係を維持していくことが、円滑かつ適切な用地交渉事務を進めていく上では重要な要素であると認められる。

ウ そして、用地交渉は、通常はその交渉内容等を交渉相手以外には公にしないことを前提とした上で進めていると考えられ、その内容等は土地等権利者がむやみに他人に知られたくないと考える情報であることから、その内容等が開示されることとなれば、本件事業に係る土地等権利者との信頼関係が損なわれ、本件事業への協力が得られなくなるだけでなく、一般的に秘匿しておきたい機微に触れる情報が明らかになってしまうと県民等に認識されることで、今後の公共事業の実施に際して、用地交渉自体を拒む者が出てくる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件情報4は、条例第7条第7号に該当する。

5 結論

以上のとおり、不開示維持部分は、条例第7条第3号、同第4号、同第7号のいずれかに該当する情報であり、不開示とすることが妥当であるので、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件において実施機関は、審査請求を受けてから、不開示情報該当性について再検討を行い、その結果、その一部を開示することとし、さらにその後も、当審査会宛て提出書面において、不開示維持部分及び不開示理由の大幅な変更を行っている

ことが認められる。

行政処分における理由付記の制度は、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の不服審査に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。そのため、審査請求が行われた後に不開示部分及び不開示理由を変更することは適切ではなく、処分時において十分に精査すべきものである。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

審査請求の対象 となった行政文書		新たに開示する部分	不開示を維持する部分	整理 番号
(40)	平成29年5月19 日付け復命書	2頁の不開示部分全て 3頁2行目13文字目から24文字目 まで(※) 同9行目13文字目から18文字目ま で 同11行目から13行目まで 同22行目から26行目まで(※)	3頁5行目12文字目から6行目23 文字目まで	①
			3頁14行目から21行目まで	②
(41)	平成29年6月5 日付け復命書	不開示部分全て	—	—
(42)	平成29年11月14 日付け復命書	不開示部分全て	—	—
(43)	平成30年1月22 日付け復命書	不開示部分全て	—	—
(44)	平成30年2月1 日付け復命書	不開示部分全て	—	—
(45)	平成30年6月13 日付け復命書	不開示部分全て	—	—
(46)	平成30年11月20 日付け復命書	2頁5行目5文字目から7行目13 文字目まで 同9行目から16行目まで(※) 同21行目(※) 同24行目 3頁1行目 同3行目 同7行目 同9行目 同12行目から23行目まで(※) 同25行目から27行目まで(※) 4頁1行目7文字目から8行目19 文字目まで 同9行目 同14行目 同18行目 同21行目	2頁17行目から20行目まで(※) 同22行目から23行目まで(※) 同25行目から27行目まで(※) 3頁2行目 同4行目から6行目まで(※) 同8行目(※) 同10行目から11行目まで(※) 同20行目の39文字目から52文字目 まで 同24行目(※) 4頁8行目20文字目から42文字目 まで 同10行目から13行目まで(※) 同15行目から17行目まで(※) 同19行目から20行目まで(※) 同22行目	③
(47)	平成31年1月31 日付け復命書	2頁5行目5文字目から7行目26 文字目まで 同12行目から26行目まで(※) 同29行目(※)	2頁27行目から28行目まで(※)	④
(48)	令和元年5月15 日付け復命書	不開示部分全て	—	—

(※) が付された箇所には、手書きで記載された部分を含む。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 7 月 24 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年 9 月 2 日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和 2 年 11 月 15 日 (第105回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年 11 月 20 日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和元年 12 月 11 日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和元年 12 月 20 日 (第106回審査会)	・ 審査を行った。
令和元年 12 月 25 日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和 2 年 1 月 17 日 (第107回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 1 月 21 日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和 2 年 2 月 14 日 (第108回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 2 月 21 日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和 2 年 3 月 11 日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和 2 年 3 月 18 日 (第109回審査会)	・ 審査を行った。
令和 2 年 3 月 31 日	・ 審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和 2 年 5 月 29 日 (第110回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和2年6月11日現在)